

## 緊急時・その他の対応

### ①発熱、体調不良の場合

保護者に連絡します。そのときは出来るだけ早くお迎えに来てください。

### ②医師の治療を要するケガなどが起きたとき

- ・ 保護者に連絡します。相談の上、病院への引率またはお迎えをお願いします。
- ・ 緊急を要する時で、保護者と連絡が取れなかった場合は、近隣の市立病院もしくは回生病院など受け入れ状況を確認の上連れて行きます。

### ③京都・亀岡地域に「暴風警報」が発令された場合

\*「注意報」や「強風」「大雨」「洪水」等の警報の場合は、通常通りの保育を行います。

#### (1) 開館前に発令された場合

◎解除されるまで、**臨時休館**します。

\*休館とは、自由来館も含めて利用できないということです。

◎解除された場合

解除された時刻	児童館の開館時刻	小学校の対応
午前7時まで	平常通り開館	平常授業
午前8時30分まで		
午前9時まで	午前11時～	3校時(10:45)から授業
午前8時30分～10時まで		
午前11時まで	午前12時30分～	5校時(13:45)から授業
午前11時以降に解除		臨時休業
午前10時～11時30分まで		
午前11時30分～午後1時まで	午後2時～	
午後1時で解除されない時は	臨時休館	

#### (2) 開館中に発令された場合

◎ただちに臨時休館とします。

◎児童が児童館にいる場合

- ◆気象状況を配慮してすぐ帰宅させるかを決めます。
- ◆帰宅させることができると判断した場合は、できるだけグループ行動をとらせて帰させます。必要によっては、職員が付き添います。
- ◆帰宅させられないと判断した場合は、保護者にできるだけ早いお迎えをお願いします。

### ⑤京都・亀岡地域に「特別警報」が発令された場合

- ・ 特別警報が発令された時は、暴風・大雨以外の暴風雪・大雪・高潮特別警報についても**臨時休館**とします。その後の対応は、暴風警報と同じです。
- ・ 特別警戒警報が解除された後、暴風警報が発令されていない場合は、解除後、安全確認の上、2時間後をめどに開館します。

### ⑥地震等その他の災害が起こった場合

- ・ 震度5弱以上の地震、河川の氾濫等自然災害が発生した場合、臨時休館となります。

- 対応については、基本的に暴風警報と同じとします。
- 被害の状況に応じて、学校等と連携しながら、児童の安全確保に努めます。  
(震度5弱の体感や状況については、以下のようにされています)
  - 大半の人が恐怖をおぼえ、電灯などのつり下げ物が激しく揺れ、窓ガラスが割れる。
  - 棚の食器・書籍が落ちれて落下することがある。
  - 座りの悪い置物電柱が揺れることが分かる。
  - 固定していない家具が移動することがあり、道路に被害が生じることがある。
  - 不安定なものは倒れることがある。

#### ⑦松原中学校区内及びその近辺に不審者情報があった場合

- 学校、警察等と連携し、できる限り情報収集をします。
- 状況により、一定の待機時間を取ったうえで集団下館をする場合もあります。
- 複数の職員での引率が必要な場合は、帰宅ルートの変更、帰宅時刻が遅くなる場合があります。

#### 【朱雀第三児童館】

TEL326-6909 FAX326-6910

Eメール [suzaku3@kyo-yancha.ne.jp](mailto:suzaku3@kyo-yancha.ne.jp)

ホームページ <https://suzakudaisanjidoukan.jimdo.com/>